

# 建設業の許可制度について

## 建設業許可制度が設けられている理由（＝建設生産物の特性）

- ・ 一品ごとの注文生産＝あらかじめ品質を確認できない
- ・ 不適正な施工があったとしても、完全に修復するのが困難
- ・ 長期間、不特定多数の社が施工に関与する（下請が多く重層的）
- ・ 参入障壁が低く、不良不適格業者が介在しやすい

## 建設業の許可基準について（は取消事由）

### 1. 経営安定性

（基準 『経營業務の管理責任者』基準）

経営陣に一名以上の経営経験者が配置されていること

（基準 『財産的基礎・金銭的信用』基準）

一定水準以上の財務状態であること

### 2. 技術力

（基準 『営業所専任技術者』基準）

営業所への技術者の専任配置義務

### 3. 適格性

（基準 『誠実性』基準）

他法令違反者等の排除

（基準 『欠格』基準）

暴力団等の排除

# 『経營業務の管理責任者』基準

## 「経營業務の管理責任者」基準が設けられている趣旨

- ・ 建設工事は一品ごとの注文生産であり、工事ごとに資金の調達、資材・下請の手配が必要であるなど、他の産業の経営とは著しく異なった特徴。
- ・ あらかじめ品質確認ができない目的物について、多額の投資( )をする発注者(一般消費者を含む)を保護するためには、建設業者について、一定水準の経営能力が担保されていることが不可欠。

( )建設業の許可は、500万円以上の工事を請け負う者のみについて必要。

法人(常勤の**役員**)  
個人(個人又は**支配人**)の中に

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう  
(建設業法第7条第1号)

法人格のある各種の組合等の理事等をいう

(「建設業許可事務ガイドライン」等(建設業課通知))

建設業の経營業務について責任ある立場で一定以上の経験を有する者  
(5年間を基準に設定。→次ページ参照)

がいることが必要

許可を取得するために  
必要となる経営経験期間

5年間を基本とした  
『3類型』

## 類型1 『個人事業主、取締役等の経験』

許可を受けようとする建設業に関する経験 5年

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営経験  
7年 (基本期間5年 + 2年)

## 類型2 『執行役員、部長等、経営陣に次ぐポストの経験』

許可を受けようとする建設業に関し、

執行役員等として経営業務を総合的に管理した経験 5年

経営業務を補佐した経験 7年

平成19年に追加

## 類型3 『国土交通大臣が個別に認定した経験』

## 建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

### （許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においては、その者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

二～四 （略）

## 建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件

（昭和47年建設省告示第351号）

一 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位）にあって次のいずれかの経験を有する者

イ 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験

ロ 7年以上経營業務を補佐した経験

二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

# 「規制改革ホットライン」での提案事項等(日本経済団体連合会)

## 提案の具体的内容等(建設業法上の法人の「役員」要件の見直し)

経営業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)」の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。また、「経営の補佐業務」に該当する具体的職位の判断が都道府県に委ねられ見解が異なるため例示をすべきである。

### 【提案理由】

現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、(イ)許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、または、(ロ)国土交通大臣に(イ)と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている。「役員」の範囲の見直しについて、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号)において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験」を認めており、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等から権限を移譲され、相応の業務執行経験を有する執行役員であれば、建設業法第7条に定められる「役員」の「これらに準ずる者」として認めても、建設業の適正な経営を確保することは可能である。さらに、例えば電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要な知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。また、経営の補佐業務に関して、都道府県により、取締役でない支社長が補佐と認められるケースと認められないケースなどがあり、判断が異なるため、統一すべきである。

## 制度の現状

許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。

## 国土交通省の考え方

建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。

このため、建設業の適正な経営を確保するため、経営業務を担う者のうちに、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。執行役員は各企業の個別制度に基づくものであり、法令上に権限及び責任が定められているものではないため、仮に許可申請時等に取締役と同等であるかの審査を行ったとしても、権限の変更は各企業がそれぞれの判断で行えること、また、実際にその者により権限が行使されることについて法令上の根拠はないことから、執行役員について取締役等と同様の扱いをすることは慎重な検討が必要です。

また、経営業務の管理責任者としての経験年数を短縮をすることは、建設業の経営に係る十分な業務経験を積まない者による経営を認めることを意味し、一般消費者を含む発注者の保護をその目的としている建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切でないと考えております。

なお、「経営の補佐業務」に該当する具体的職位の判断については、「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について(平成19年3月30日国総建第399号)」において、「法人においては役員に次ぐ職制上の地位にある者」と規定しており、各企業によって職制上の地位は内規等によって異なることから一概に職制上の地位を例示することは困難であります。

# 「規制改革ホットライン」での提案事項等(大阪府・大阪市)

## 提案の具体的内容等 (建設業役員の経験年数の緩和)

建設業役員に必要な5年以上の経営経験の規定の削除あるいは、年数の短縮化、講習の受講等の代替措置の創設を求める。

### 【提案理由】

建設業法では、常勤役員の1人が許可を受けようとする建設業に関し、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有することが条件となっているが、大企業の子会社では、役員が2年で交代するため、5年の建設業の役員経験が欠ける恐れが高い。

## 制度の現状

許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。

## 国土交通省の考え方

建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。

このため、建設業の適正な経営を確保するため、経營業務を担う者のうちに、建設業の経營業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意志決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。

ご提案された建設業許可において経營業務の管理責任者としての経験年数規定の廃止、または年数の短縮化、講習の受講を経營業務の管理責任者の要件とすることは、建設業の経営に係る十分な業務経験を積まない者による経営を認めることを意味し、一般消費者を含む発注者の保護をその目的としている建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切でないと考えております。

# 「規制改革ホットライン」での提案事項等(電子情報技術産業会)

## 提案の具体的内容等 (建設業法上の法人の「役員」要件の見直し)

法人役員の経営業務の管理責任者としての経験年数につき、業種に応じた短縮(法7条1号イ)、あるいは、実務経験の濃度に応じた5年相当の認定基準の緩和(同号ロ)を要望する。

### 【提案理由】

(1)建設業許可の5年という経験要件は、建設業における工事の契約から引渡し、補修までの一通りの業務を経験するための期間として必要なものとされるが、実際には建設業と一口に言っても、業種や実務経験の積み方によって、一通りの経験を積むことが出来る期間は様々に異なるものである。例えば、電気通信工事業や電気工事業など一定の業種については、3年程度でも一通りの業務経験を積むことも可能である一方で、この条件が許可の継続あるいは新規参入の妨げになっている。

(2)地域の活性化や、科学・技術・情報通信分野における研究開発投資を促進し、日本の成長に結びつけるためには、経験要件を一律5年とするよりも、相当と認められる業種や経験者については要件の短縮を認めることにより、当該「建設業者」が迅速な意思決定を行えるよう、その法人の幹部人材選任手法を広く確保する必要があると考える。

(3)発注者保護という建設業法の目的を担保しながらも、産業の活性化を図れるよう、一定の業種については経験要件を3年としたり、5年に満たなくとも十分な経験を積んでいると認められる者に対しては経験要件を満たしたものとするなど、建設業の実態に合せて経験要件を見直すべきである。

## 制度の現状

許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。

## 国土交通省の考え方

建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。

このため、建設業の適正な経営を確保するため、経営業務を担う者のうちに、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意志決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。

当該経験年数については、一律に一定の経営経験の期間を判断基準としているところであり、客観的な指標であると認識しております。建設業の28業種のうち特定の業種のみについて判断することは困難であり、建設業の経営に係る十分な業務経験を積まない者による経営を認めることは、一般消費者を含む発注者の保護を目的とする建設業法の趣旨にも反することとなるので、適切ではないと考えております。